○農林水産省告示第四百三十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二　再評価を受けるべき者が提出すべき資料

1　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号、第四号及び第十一号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

2　資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書

三　提出期限

1　別表第一号、第四号、第五号、第十号から第十四号まで、第十九号、第二十二号、第二十八号、第三十四号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十年四月三日から令和十年六月三十日まで

2　別表第二号、第三号、第七号、第十六号、第二十一号、第二十七号、第三十三号及び第三十五号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十年七月三日から令和十年九月二十九日まで

3　別表第九号、第十七号、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号、第三十二号、第三十七号及び第四十号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十年十月二日から令和十年十二月二十八日まで

4　別表第六号、第八号、第十五号、第十八号、第二十号、第二十六号、第三十号、第三十一号及び第三十六号に掲げる有効成分を含む農薬　令和十一年一月四日から令和十一年三月三十日まで

別表

一　ＤＢＥＤＣ
二　イプコナゾール
三　エトキサゾール
四　エトキシスルフロン
五　塩酸レバミゾール
六　オキソリニック酸
七　クレトジム
八　クロリダゾン（ＰＡＣ）
九　クロルチアミド（ＤＣＢＮ）
十　クロルフルアズロン
十一　クロルメコート
十二　シフルトリン
十三　シフルフェナミド
十四　シプロコナゾール
十五　シメコナゾール
十六　ジメタメトリン
十七　酒石酸モランテル
十八　スワルスキーカブリダニ
十九　タラロマイセス　フラバス
二十　チアクロプリド
二十一　チリカブリダニ
二十二　デスメディファム
二十三　トリコデルマ　アトロビリデ
二十四　トリフロキシスルフロンナトリウム塩
二十五　バリダマイシン
二十六　ピリフタリド
二十七　ピリプロキシフェン
二十八　フェンプロパトリン
二十九　フルオルイミド
三十　フルシトリネート
三十一　フルミオキサジン
三十二　プロクロラズ
三十三　プロジアミン
三十四　プロピザミド
三十五　プロヘキサジオンカルシウム塩
三十六　フロラスラム
三十七　ボスカリド
三十八　ポリオキシン複合体
三十九　メトスルフロンメチル
四十　メトミノストロビン
四十一　リムスルフロン

○農林水産省告示第四百三十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百五号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条の二第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市区町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

都道府県名	市区町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	令和十年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	令和九年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
千葉県	船橋市 習志野市	令和十年三月三十一日	同右
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区	同右	同右